

(参考)

消政策第93号
元食産第179号
環境総発第1905165号
令和元年5月20日

各都道府県食品ロス削減主管部（局）長 殿

消費者庁 消費者政策課長
（公印省略）
農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課長
環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室長
（公印省略）

外食時の「食べきり」の啓発促進について

我が国では、食べられるにもかかわらず廃棄される「食品ロス」が年間643万トン発生（平成28年度推計）しています。このうち外食産業では133万トンもの食品ロスが発生しており、食べ残しによるものが相当程度を占めています。

このような中、地方公共団体におきましては、食品ロス削減の観点から、飲食店での「食べきり」を促進する取組が広がってきています。全国の地方公共団体のうち、食べ残しを減らす取組を実施している店舗数の把握を行っているのは、平成30年度で149自治体（前年度89自治体）となっており、店舗数は合計で13,650店舗（前年度9,914店舗）でした。

外食時の「食べきり」の一層の促進に向けて、食べ手である消費者と作り手である飲食店の双方の理解や実践を更に進めることが必要となります。

このため、今般、外食時の「食べきり」の啓発に活用いただけるよう、消費者の方、飲食店の方、それぞれへの実践ポイントや留意事項を盛り込んだ『外食時のおいしく「食べきり」ガイド』を作成しましたので、各都道府県における食品ロス削減に向けた取組の際に活用していただくとともに、貴管内市町村等に対して周知をお願いいたします。

また、本ガイドは、消費者庁のウェブサイトに掲載しておりますので、自由にダウンロードしてお使いいただけます。併せて、食べきれずに残した料理を「持ち帰り」できることを示した店舗ステッカーの取組事例も紹介しておりますので、地域や飲食店の実情に応じた取組の参考にしていただけます。

なお、本通知については、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課と協議済みであり、本通知発出後に、同課から都道府県等衛生主管部局に情報提供予定であることを申し添えます。

(参考)

消政策第93号
元食産第179号
環境総発第1905165号
令和元年5月20日

関係団体の長殿

消費者庁消費者政策課長
(公印省略)
農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課長
環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室長
(公印省略)

外食時の「食べきり」の啓発促進について

我が国では、食べられるにもかかわらず廃棄される「食品ロス」が年間643万トン発生（平成28年度推計）しています。このうち外食産業では133万トンもの食品ロスが発生しており、食べ残しによるものが相当程度を占めています。

このような中、地方公共団体におきましては、食品ロス削減の観点から、飲食店での「食べきり」を促進する取組が広がってきています。全国の地方公共団体のうち、食べ残しを減らす取組を実施している店舗数の把握を行っているのは、平成30年度で149自治体（前年度89自治体）、店舗数は合計で13,650店舗（前年度9,914店舗）でした。

外食時の「食べきり」の一層の促進に向けて、食べ手である消費者と作り手である飲食店の双方の理解や実践を更に進めることが必要となります。

このため、今般、外食時の「食べきり」の啓発に活用いただけるよう、消費者の方、飲食店の方、それぞれへの実践ポイントや留意事項を盛り込んだ『外食時のおいしく「食べきり」ガイド』を作成しました。本ガイドは、消費者庁のウェブサイトに掲載しておりますので、自由にダウンロードしてお使いいただけます。あわせて、食べきれずに残した料理を「持ち帰り」できることを示した店舗ステッカーの取組事例も紹介しておりますので、地域や飲食店の実情に応じた取組の参考にさせていただきます。

つきましては、本啓発が進むよう会員企業等への周知をお願いいたします。

なお、本通知については、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課と協議済みであり、本通知発出後に、同課から都道府県等衛生主管部局に情報提供予定であることを申し添えます。